児童・生徒の学力向上をめざして

夢と感動

平成30年4月に実施した埼玉県学力・学習状況調査の結果から見られる子どもたちの実態や、その実態に基づいた学力向上のための取組みについてお知らせします。

問合せ　指導課☎(43)1111内線632
FAX(43)3188

結果の概要（□幸手市正答率 ■埼玉県正答率 単位％）

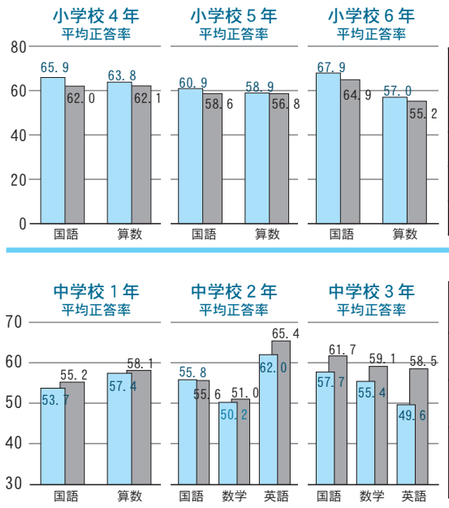

結果の分析（ポイント）

	伸び（頑張り）	幸手市	県
5年	国語	3	2
	算数	4	2
6年	国語	3	2
	算数	3	2

	伸び（頑張り）	幸手市	県
1年	国語	1	2
	数学	2	2
2年	国語	1	1
	数学	1	1
3年	国語	1	1
	数学	2	2
	英語	5	4

◆── 小・中学校の結果の分析から

小学校　全ての学年・教科において県の平均点を上回り、県の上位に位置しています。伸び(頑張り)を見ても県平均を上回っていることがわかります。

中学校　２年生の国語が県平均を0.2ポイント上回っていますが、それ以外は、県平均に達していません。特に３年生の英語に課題が見られます。しかし、経年変化を見ると着実に平均に近づいており、学力が伸びてきていることがわかります。

◆── 「学習への意欲」・「社会のルール」などのアンケート結果から見えるもの

向上したもの　小・中学校とも「けじめのある生活」や「礼儀正しく人と接すること」「約束や決まりを守ること」などの質問には、よくできていると回答した子どもが多くいたことが分かりました。これは、社会に通用する基本的な生活習慣が身につき、生活規律や学習規律が徹底されることで、自己指導力の向上にもつながっています。

傾向と課題　中学１年生から２年生にかけて、１日に３時間以上スマホなどでゲームをする生徒の割合が、３割を超えていることがわかりました。また、小学校５・６年生では、95％以上が毎日家庭学習をしていますが、中学１年生から２年生にかけては6.3％も減少しています。

「スマホの使用時間が増え、家庭学習の時間が減っている」という傾向が伺え、課題となっています。

夢や目標をもち　自分を信じて　根気よく

幸手市の学力は着実に伸びてきています。毎日確実にコツコツと家庭学習をすることで、学力が伸びることが証明されました。児童・生徒の学力向上のために、つぎのことに取組みます。

取組み①：一人ひとりをしっかり伸ばす学校教育の充実に向けて、「幸手市統一学力調査の実施」「幸手市スタンダード授業５による授業実践」、教員の指導力向上研修「幸手・桜の学びセミナー」など

取組み②：家庭学習の充実に向けて、「幸手市中学生『スマートフォン』わたしたちの行動宣言会議」「幸手市家庭学習宣言の活用」「幸手・学びのススメ10か条（３＋７）の配布」など

※詳細については、市ホームページに掲載しています。

春日部税務署からのお知らせ

所得税の確定申告の相談・申告の受付

期間　２月18日(月)～３月15日(金)午前９時～午後５時（受付は、午前８時30分～午後４時）

※土曜・日曜日・祝日を除く。

※還付申告は１月４日(金)から行えます。

※春日部税務署では、２月24日(日)および３月３日(日)にも確定申告の相談・受付を行います。

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。なお、相談内容が複雑な場合は、午後３時頃までにお越しください。相談が午後５時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

内容　確定申告書の用紙の配布、申告相談、確定申告書の収受、納付相談

医療費控除を適用されるみなさんへ

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

なお、税務署から「医療費控除の明細書」の内容について確認を求める場合がありますので、領収書は５年間保存する必要があります。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

公的年金等受給者のみなさんへ

▼確定申告「不要」制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

なお、所得税の還付を受ける場合や、確定申告書の提出が要件となっている控除（純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

▼適用除外

平成27年分以降、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている人。

▼住民税の申告が必要な場合もあります

確定申告が必要ない場合であっても、住民税のみ医療費控除などの控除を追加で申告する場合などは、住民税の申告が必要となる場合があります。詳細については、市役所税務課へお問い合わせください。

問合せ　所得税の確定申告について／春日部税務署個人課税部門☎048(733)2111
住民税申告について／税務課☎(43)1111内線134・FAX(43)1125

所得税の還付申告はお近くの税理士事務所で

お近くの税理士事務所で所得税還付申告の相談や確定申告書の作成が無料でできます。

ただし、税務署へはご自身で提出してください。

期間　２月１日(金)～２月15日(金)午前９時30分～正午、午後１時～４時

※土曜・日曜・祝日および２月５日(火)は除く。

対象　つぎのいずれかの要件に該当する人(住宅借入金等特別控除を受ける人や給与・年金以外の所得がある人などを除く)

○年金を受給している人

○給与所得者で医療費控除を受ける人

○年の途中で退職または就職した人で年末調整が済んでいない人

※相談内容により無料とならない場合もありますので、必ず事前に各税理士事務所、または、事務局に内容や時間などをお問い合わせください。

用意するもの

①平成30年分給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票(源泉徴収税額のある人のみ)

②申告者本人名義の預貯金の口座番号が分かるもの

③社会保険料の控除証明書、生命保険・地震保険などの控除証明書(加入者のみ)

④医療費の領収書(１年間分の合計額を事前に計算)、保険などで補てんされた金額が分かるもの(医療費控除を受ける人のみ)

⑤申告書作成後、直接税務署へ持参する人は、印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード、本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険被保険者証など)

問合せ　税理士会春日部支部事務局☎048(738)7470

※午前９時30分～正午、午後１時～４時。